**帰省する学生を対象に**

**新型コロナウイルス感染症の**

**抗原検査費用の助成を行います**

**対象者**

天龍村に実家があり、飯田下伊那管外の学校（高校、専門学校、短期大学、大学、大学院等）に在学中の学生で、年末年始に天龍村に帰省することを目的とし、「自費診療」にて抗原定量検査を受診するもの。（保険診療は不可）

**抗原定量検査とは**

ウィルス特有のたんぱく質を抽出して、「現時点で新型コロナウィルス感染症に感染しているか」を調べる検査です。PCR検査も、現時点での感染状況を調べる検査ですが、ウィルスの遺伝子を検出します。

**金額・回数**上限　８，０００円　（一人1回）

**検査実施期間**令和2年12月15日（火）～令和3年1月18日（月）

検査の日は、帰省後3日～5日の間とする

**申請方法**　　検査費用に係る領収書（原本）、学生証の写し、振込口座の預金通帳の写しを添えて申請書に記入し、令和3年1月２９日（金）までに役場住民課へ提出してください。

**検査のながれ**

1. 【**予約**】　抗原検査を実施する医療機関に連絡して、検査の予約をしてください。
2. 【**受付**】　医療機関で本人確認書類等を提示してください。
3. 【**検査**】　医師の指示に従い検査を受けてください。

**４.** 【**支払**】　検査費用を医療機関の窓口で支払います。領収書を受け取り、後日村へ申請を行うことにより助成金をお支払いします。

帰省の際は、人込み3密を避け、帰省後検査までは、なるべく自宅でお過ごしください。

対応医療機関　☏　瀬口脳神経外科病院　（0265-24-6655）

中部公衆衛生医学研究所（0265-24-1505）　下伊那厚生病院　（0265-35-7511）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　注意点：予約の前に、時間など詳細を医療機関のホームページで必ず確認してください

**新型コロナウイルス感染症の抗原検査費用助成Q & A**

**Q1 どうして助成事業が行われるのですか？**

（答）年末年始に学生が帰省する際、無症状感染しているのではと不安をお持ちの学生及び家族の方が不安を解消できるよう、抗原検査を受けやすい体制を整えています。

**Q2 帰省する場合は、必ず検査を受けないといけないのですか？**

　　（答）受けなくても、帰省できます。不安な場合に受けていただくもので、必ず受けなければいけないものではありません。

**Q3 陽性となった場合はどうなりますか？**

（答）確定診断のための検査を受けていただくことになります。医師または保健所の指示に従ってください。

**Q4 陰性となった場合は安心ですか？**

（答）結果が陰性であったとしても、医学的に１００％新型コロナウイルス感染症に感染していないことを証明するわけではありません。マスク着用や手洗い、３密をさける、換気等の感染予防の行動をとり、症状がありましたら速やかにかかりつけ医に相談してください。、

**Q5 どうして健康保険が適用されないのですか？**

（答）新型コロナウイルス感染症について、感染を疑う何らかの症状があり、医師が患者の診療のために必要と判断して検査を実施した場合は、健康保険の適用対象となります。本事業にかかる抗原検査は、「感染を疑う症状がない人」を対象として実施するため、健康保険の適用対象とはなりません。

**Q6 自覚症状が出ている場合にも受けられますか？**

（答）自覚症状がある場合には、かかりつけ医、または、受診・相談センター（0265-53-0435）にお電話にてご相談ください。

**Q7 陰性証明書を発行してもらう必要がありますか？**

（答）陰性証明書は不要です。検査の領収書があれば助成金の申請はできます。

## お問い合わせ先　　天龍村役場住民課健康支援係　　電話番号：0260-32-1021